

役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人国土緑化推進機構定款第31条の規定に基づき、役員報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 非常勤役員は無報酬とする。ただし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ該当各号に定める報酬年額を支給する。

- (1) 理事長 700 千円
- (2) 副理事長 3,360 千円

2 常勤役員の報酬年額は次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ該当各号に定める額を支給する。

- (1) 専務理事 12,840 千円
- (2) 常務理事 11,040 千円

(監事の監査手当)

第3条 非常勤の監事には、監査を行った場合に1回につき30千円の監査手当を支給する。

(支給日)

第4条 支給日は、俸給については報酬年額を12で除した金額を毎月21日に、監査手当については監査を行った月の翌月21日に、それぞれ現金をもって支払う。ただし、本人の同意があれば金融機関への振り込みを行うことができる。

2 支給日が日曜日に当たるときは、その前々日に、土曜日に当たるときはその前日に、休日に当たるときは直前の金曜日（その日が休日の場合は前日）に支給する。

3 理事長の報酬については、第1項の規定にかかわらず、12月に一括して支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員及び副理事長には、報酬とは別に通勤手当を支給する。

2 常勤役員の通勤手当は、通勤のため公共の交通機関を利用し、交通費を負担するときは別表により支給する。

3 副理事長の通勤手当は、実費を支給する。

4 通勤手当の支給日は、1月及び7月の俸給支給日とする。

(委 任)

第6条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会において行う。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
(平成22年8月26日総会決議)

附 則

- 1 この規程は、令和6年8月22日（令和6年度定時総会決議の日）から施行する。

別 表

通勤手当支給額表

交通費負担額（交通機関の6ヶ月定期券相当額の6分の1の額）	月 額 支 給 額
55,000円未満	交通機関6ヶ月定期券相当額
55,000円以上	月額55,000円を限度額とし、その6倍の額

(注) 6ヶ月定期が発売されていない場合は、最長期間の定期券相当額を月数で除した額とする。